

令和7年

# 第1回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和7年1月15日

閉会：令和7年1月15日

福岡県東峰村議会

## 令和7年 第1回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和7年1月15日開議  
招集の場所 東峰村役場議場  
開会日時及び宣告 令和7年1月15日 9時30分  
議長 伊藤 均  
閉会日時及び宣告 令和7年1月15日 10時11分  
議長 伊藤 均

### 応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

### 不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

### 出席議員

10名
-----

### 欠席議員

なし
----

地方自治法第121条の規定により説明のため  
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	樋口 修一	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
住民福祉課長	梶原 孝司	農林建設課長	田嶋 一洋
教育課長	國松 直美	災害対策室長	前田 光輝

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局	城 辰也		

村長提出議案の題目

議案第 1号	令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）
--------	---------------------------

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
--------------------------------

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条） 5番 梶原伯夫議員      6番 高橋弘展議員
--

# 第1回 東峰村議会臨時会会議録

令和7年1月15日開会  
( 第 1 日 )

東 峰 村 議 会

## 令和7年 第1回東峰村議会臨時会議事日程

令和7年1月15日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案上程報告

日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明

日程第 5 議案第 1号 令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）

開 会	
議 長	<p>おはようございます。  ただ今の出席議員数は、10名です。  定足数に達しておりますので、令和7年第1回東峰村議会臨時会を開会いたします。  (9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、  5番 梶原伯夫議員、6番 高橋弘展議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。  本臨時会の会期は、本日1月15日の1日間としたいと思います。  お諮りします。  これに、ご異議ありませんか。  (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。  事務局長  (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。  村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。  本日、ここに、令和7年第1回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。  また、日ごろから村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきまして、ご理解をいただき深く感謝を申し上げます。  さて、令和7年も既に半月が経過いたしました。昨年と比べると、穏やかな新年を迎えることができたのではないかとはいっているところでございます。  しかし、先週末からの寒波やおとこの日向灘沖地震での緊急地震速報など、やはり災害は、いつ、どこで起こるか、予測は困難であることを改めて感じたところでございます。  なにより危機管理は最重要の課題であり、日ごろからの啓蒙・啓発、心構えの必要性を常に呼び掛けていく必要があると思っております。  災害予防、災害対応には絶対的な答えはございません。どう対応すべきか、皆様も常に考える、想定していただきたいと思っております。  それでは、本臨時会に執行部から提案しております議案について、説明を申し上げます。  本臨時会には、補正予算について、1件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p>

	<p>議案第1号、令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれに2,972万8千円を追加し、歳入歳出総額を53億4,755万7千円とするものです。</p> <p>歳出では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、2款総務費1,745万2千円、3款民生費1,184万円、また、食品アクセス緊急対策事業費として43万6千円、合計2,972万8千円を計上しています。</p> <p>歳入では、国で令和6年11月22日に閣議決定された重点支援地方交付金として2,727万1千円、財産収入703万5千円、繰越金956万7千円を増額し、財政調整基金1,414万5千円を減額しています。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」を、議題といたします。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」</p> <p>令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,972万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,755万7千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和7年1月15日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。</p> <p>11款2項国庫補助金2,727万1千円の増額補正、13款2項財産売払収入703万5千円の増額補正、15款2項基金繰入金1,414万5千円の減額補正、16款1項繰越金956万7千円の増額補正、補正額合計2,972万8千円、補正後総額53億4,755万7千円でございます。</p> <p>歳出でございます。4ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項総務管理費1,745万2千円の増額補正、3款1項社会福祉費1,227万6千円の増額補正、補正額合計2,972万8千円でございます。補正後の総額53億4,755万7千円でございます。</p> <p>詳細でございます。7ページをお願いいたします。</p> <p>まず、歳入のほうからでございますが、11款2項1目、26節緊急経済対策地方創生臨時交付金2,727万1千円の増額補正。こちら、本年6月の国の補正によります交付金の額でございます。</p> <p>それから、その下でございます。13款2項1目、1節財産売払収入703万5千円、スクールバス3台分の売払収入による補正でございます。</p> <p>その下でございます。15款2項1目、1節財政調整基金繰入金1,414万5千円の減額補正でございます。</p> <p>16款1項1目、1節繰越金、前年度繰越金が確定しましたので、956万7千円の</p>

	<p>増額補正でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。8ページからは関係各課から説明させていただきます。</p> <p>まず、総務企画課のほうから、歳出でございます。</p> <p>2款1項35目物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業としまして、1,745万2千円の補正でございます。</p> <p>右側に行きまして、10節需用費、お手元に配布されております臨時交付金ですね、資料も併用しまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>需用費に292万3千円、こちらのほうが、お手元の資料の2番になります。</p> <p>推奨事業の生活者の支援といたしまして、価格高騰対策食卓応援品配布事業とさせている事業でございます。</p> <p>こちらのほうがですね、食品の物価高騰に対する全村民への村内産の食品を配布する事業としております。1,500円程度の食卓品を全村民に配布するものでございます。</p> <p>それから、その下、18節でございますが、負担金補助及び交付金としまして1,452万9千円。</p> <p>内訳でございますが、物価高騰による特別定額給付金700万円、こちらのほうが資料の1番になります。物価高騰による影響を受けている村内事業者に補助金を交付するものでございます。1カ所あたり5万円を予定しております。</p> <p>それから、その下でございます。物価高騰対策のための水道使用料減免事業としまして、3番目になりますが、752万9千円でございます。</p> <p>内訳としましては、簡易水道の使用料の基本料金1,650円を6カ月、半年分ですね、の補助を行うと、減額する補正でございます。</p> <p>以上のところが推奨メニューというところでございますが、推奨事業でございます。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>引き続き8ページをお願いいたします。</p> <p>3款1項15目価格高騰緊急支援給付金、12節委託料、補正額116万円でございます。給付金に係るシステム改修費でございまして、対象世帯の抽出、それから申請書、支給決定通知書等の様式の変更、台帳作成等のカスタマイズ費用として計上するものでございます。</p> <p>その下でございます。19節扶助費、補正額1,068万円、対象世帯への給付金でございます。住民税均等割が非課税世帯336世帯、1世帯当たり3万円、計1,008万円でございます。対象世帯の子ども加算としまして、対象者30人、1人当たり2万円、計60万円。合わせまして1,068万円でございます。</p> <p>実施時期につきましては、システム改修が2月中旬ごろに完了する予定でございますので、3月上旬ごろに村から通知を発送し、随時受付・給付を行いたいと考えております。</p> <p>3款1項16目食品アクセス緊急対策事業費、12節委託料、補正額43万6千円、調査委託料でございます。</p> <p>本年度、食品アクセス緊急対策地域協議会で協議しております買い物拠点の整備予定地が決まり次第、不動産鑑定評価を行い、新年度での予算化を行う必要があることから計上するものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）」について、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>

8 番	別表が机の上にありますので、別表のほうでお尋ねをしたいんですが、いいですか。事業名の番号の1番なんですが、①ですね、物価高騰による影響を受けて村内事業者とありますが、この村内事業者について、内訳、分かればお願いしたいと思います。
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	こちらの基準といたしましては、基本的に法人さんですね、まず、それが1点。それから、個人事業主というところでやられている方等もございます。あくまで事業として行っている、これが主である方が2点。 それと、農業者等ですね、こちらの方、青色申告等されておればですね、法人格というか、そういった農業者の事業をしているというのが明らかですけど、個人で行われている農業者、こちらのほうも収入が主として農業のほうの収入で生計を立てているという方はですね、一応こういったのは確定申告等事業のですね、明細等を見まして判断をさせていただいているところで、何が主かというところで、事業主というところを考えているところでございます。以上です。
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	ここに140件とありますのでね、できれば数字的なものが出ればというふうに思いました。これは、140名じゃなくて140件ですので、重複、いろいろあるんでしょうが。 先ほど課長のほうから、農業者については、青色申告だけではなく、主に農家所得が生計、云々でしょうが、しかしながら、物価の高騰により影響を受けたということがあれば、やはりそういうところ、どうなのかなというふうな懸念がありますが、再度その点について、もう一度答弁をお願いします。
議長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	基本的にこちら、メニューの中にあります事業者ですね、村内経営等を行っている村内事業者の支援のため光熱水費等、燃料費等ですね、そういったところが高騰したのを、一助とするためにですね、この交付金をするというところで、メニューにある中から給付をするというところで、ふるさと推進課としては、やはり広く事業者の方に行き渡らせたいというところで、こういった経費を計上させていただいているところでございます。以上です。
議長	6番 高橋弘展議員
6 番	7ページをお願いいたします。 歳入の13款2項財産売払収入の物品売払収入ということで、説明にもございますけれども、これがどこの物品であるのか、どういったものを売り払ったのか、どういった方法で売り払ったのか、そういったところのもう少し詳しい説明をお願いいたします。
議長	教育課長
教育課長	物品につきましては、スクールバスを3台分でございます。 方法につきましては、入札による公売を行いました。
議長	6番 高橋弘展議員
6 番	3台の、1台ごとのですね、大体の額というものも併せて説明をいただけますでしょうか。ちょっとこの額で売り払いましたというだけじゃ、ちょっとよく分からないので。
議長	暫時休憩します。
議長	会議を再開します。 教育課長
教育課長	内訳としまして、346万5千円が1台、それから、111万1千円が1台、245万9,600円が1台でございます。それで、合計額の金額となります。以上です。
議長	6番 高橋弘展議員

6 番	<p>もう1点だけ、8ページの2款1項35目物価高騰対応の分ですけれども、10節の需用費の食糧費の部分ですね。食卓応援品配布事業なんですけれども、今一度この食品を、今回、全村民に村内産の食品を配布するという事なんですけれども、この目的ですね、村として、どういった意味合いで、この事業を行うのか、今一度ご説明をいただきたいなと思います。</p> <p>何のために、どういう状況だから、この事業を行うのか。これを行うことによって、どういうふうな効果が得られるのかについて、お尋ねいたします。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>この食卓品の配布事業としまして、こういう臨時交付金のほうはですね、令和2年ぐらいから結構来ております。食卓品の配布事業としましてはですね、たぶん本村では、事業的には初めて配布するような形にはなると思います。</p> <p>目的としましては、やはり物価高騰に対する生活者の支援というのが一番でございます。基本的には1,500円程度ですので、一助になればというところでありましてけれども、各全村民に、一律に配るところで、今まであったとおり、ちょっと事業者さんとか低所得者さんとか、そういう縛りがありましたけれども、今回は一律に全村民に配布させていただきたいと考えて、この事業を今回行うところでございます。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	<p>資料で質問させていただきます。</p> <p>物価高騰で事業者のほうには5万円、そして同じ補助金で、水道料はそこには出さないと。それとはまた別に、款項目が違うんですけど、給付金のほうですね、住民税非課税世帯、その分は、同じお金を配るんですけども、そちらのほうは、水道料は引かないということになっておりますけど、それはあれが違うからですかね。補助金と給付金の違いがあるから、そちらのほうからは引かないということですかね。</p>
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>先ほど議員さん言われるとおりですね、水道料につきましては、やはり公平性を保つために、資料の1番のほうですね、事業者さんのほうの免除は、ちょっと差し控えさせていただきたいと考えております。</p> <p>メニューの関係上ですね、こちらが重点事業、重点事業としまして低所得世帯への支援枠がございます。</p> <p>推奨事業関係で、先ほどの資料によります1、2、3番の事業がございますので、こちらのほうは分けて考えております。</p> <p>分けて考えておるといふか、そちらは別メニューとして考えております。</p> <p>ですので、下の低所得者さんの1番に該当する人であっても、水道の減免はですね、行うところでございます。以上です。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員
7 番	私がさっき言ったように、補助金と給付金の違いがあるから、そういったところで、減免になる、ならんが決まるのか、その辺りもう一度詳しくお願いします。
議長	総務企画課長
総務企画課長	<p>ちょっと私の答弁があれでしたかと思っておりますけど。</p> <p>要するに低所得者の支援枠として、資料のほうでいうと下のほうですね、1番が来ます。推奨メニューとして上が来ます。</p> <p>ですので、これはもう分けて考えておりますので、そこがだぶろうと、こちらのほうとしては、もう一律に行うと考えております。</p>
議長	7番 大蔵久徳議員

7 番	<p>給付金と補助金で言い方は違うけれども、結局お金を配るわけですよ。そういった中で、両方とも苦勞しているわけですよ。物価高騰、価格高騰と言っておりますけれども。</p> <p>そういった中で、物価高騰と、事業者の5万円と住民税非課税の両方とも、価格が上がっているから苦勞しているわけですよ。</p> <p>そういったことに対して、水道料金をまた引くということなら、同一で考えた方がいいのかなと私は思いますけど、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	暫時休憩してください。
議 長	暫時休憩します。
議 長	会議を再開します。 村長
村 長	<p>すみません。答弁が要領得なくて申し訳ございません。</p> <p>今回の物価高騰重点支援地方創生臨時交付金につきましては、先ほど課長が申しましたとおり、低所得者世帯の支援枠というメニューと推奨メニューというメニューがあるというところは理解いただいていると思います。</p> <p>その中で低所得支援枠分というのは、ある程度国のほうで基準が決められてて、この方に対して一律に交付するという給付金ですね、になっております。</p> <p>その関係で、推奨メニューについては、先ほどの事業所に対する定額給付金、これと水道の減免ですね、この分について、水道についても事業として、生業として行っているところについては、水道も事業に使っているという解釈のもとで、二重の交付になるのではないかとということで、一応定額給付金の中に水道の減免も含まれるという形で、解釈をしているところでございます。</p> <p>先ほどの低所得者の分については、また別枠ということで考えているというところで、こちらについては減免のほうも対象になるという形で整理をしているところでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結します。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第1号「令和6年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申出があります。これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼申し上げます。</p> <p>本日、令和7年第1回東峰村臨時会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、本日執行部より提案いたしました議案について、原案どおりご可決いただきまして誠にありがとうございます。</p>

	<p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の村政運営に生かしていきたいと思えます。</p> <p>さて、昨年12月23日より、村内の15地区で地域コミュニティ協議会設立検討に関する説明会というものを開催しております。昨日までに4カ所実施いたしました。</p> <p>「地域コミュニティ、村長がいつも言いよりますけど、よう分からん。今のまんまでも不自由してない。」などの声があるということは存じているところではございますが、今回の説明会は、協議会が良い、悪いという話をするのではなく、協議会ってどういうものなのか、というものをですね、ぼんやりと分かってほしいという思いと、役場職員と地域とが一緒になって考える地域協働として、今回は地区担当職員が進行や説明を行っている、それによりまして職員の地域コミュニティに関する理解を、人に伝えることで深める、職員研修という部分も兼ねているところがあります。</p> <p>あと11地区ですね、地域の皆様のご参加をお願いしたいと、切にお願いしたいというところがございます。</p> <p>一段と寒さが厳しくなっておりますけど、議員各位におかれましては健康に留意され、さらにご活躍をいただきますよう心からお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。本日は、どうもありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これをもちまして、令和7年第1回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (10時11分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>